

別 表（第3条関係）

特別障害者控除対象者・障害者控除対象者認定基準表

障 害 者	身体障害者（3級～6級）に準ずる	要介護1以上かつ障害高齢者自立度A以上の者
	知的障害者（軽度・中度）に準ずる	要介護1以上かつ認知症高齢者自立度 以上の者
特 別 障 害 者	身体障害者（1級～2級）に準ずる	要介護3以上かつ障害高齢者自立度B以上の者
	知的障害者（重度）に準ずる	要介護3以上かつ認知症高齢者自立度 以上の者
	ねたきり老人	要介護3以上かつ障害高齢者自立度B以上の状態 が6ヶ月以上継続する者 要介護認定4又は5の者

（注）障害高齢者自立度及び認知症高齢者自立度は、原則として認定調査結果の日常生活自立度による。